令和３年４月１日

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

**地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領における事業者からの「誓約書」の提出について**

公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、令和２年 12 月 25 日から大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団排除に係る措置に関する規則（以下、「暴排規則」という）が施行されました。これを受け、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領を一部改正いたしました。公共工事等の受注に際し、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下、「研究所」という）と契約を締結し契約書を作成する契約の元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要です。また、元請負人及び下請負人等の方は当該公共工事等における下請契約等を締結する前に、相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを確認し、研究所への「誓約書」の提出が必要です。

本制度の趣旨を理解され、研究所と契約を締結する元請負人及び全ての下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」を必ず提出してください。

記

**１ 対 象** 研究所と公共工事等の契約を締結し、契約書を作成する契約の元請負人及び全ての下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を除く。ただし、研究所が提出を求める場合は必要）

**２ 様 式** 　別 紙（元請負人用、下請人等用）

**３ 提出期限**

・元請負人は、公共工事等に係る契約を締結する前に、誓約書を研究所へ提出

・下請負人等については、当該下請契約等を締結する前に、元請負人を通じて誓約書を研究所へ提出

**４ 誓約書の内容に違反した場合に対する措置**

・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合、研究所の入札参加資格者は、入札参加除外者として指定、入札参加資格を有しないときは、誓約書違反者として指定

・当該契約を解除して、違約金を徴収

・下請負人等が、下請契約等の締結の日から当該契約期間が満了するまでの間に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合も、入札参加除外者又は誓約書違反者として指定

・元請負人と当該下請負人等に係る当該契約の解除を求めるものとし、当該契約が解除されない場合は、当該元請負人との契約を解除して、違約金を徴収

・入札参加除外者又は誓約書違反者として指定された者は、商号又は名称等を公表され、指定・公表期間中は公共工事等に参入することはできない。また、入札参加資格を得ることはできない。

**５ 誓約書を提出しない場合に対する措置**

・元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない。

・元請負人及び下請負人は、誓約書を提出しない者と下請契約を締結してはならない。

・研究所の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合

（当該入札参加資格者の下請負人等が提出しない場合を含む。）は、３月の入札参加停止

**６ 誓約書違反の措置を適用する範囲**

・誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合（改善された事実があっても措置する。）

・誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合（ただし、契約までに改善された場合は措置しない。）

**７ 施行日** 令和３年４月１日

様式第一号その１

（元請負人用）

事　業　名：ガスクロマトグラフ‐トリプル四重極質量分析計（GC-MS/MS）一式の購入

**誓　約　書**

公共工事等に係る契約の履行に当たって、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（以下「要領」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 誓約事項 | チェック欄 |
| １ | 要領第３条第１項各号のいずれにも該当しません。 | ☐ |
| ２ | 要領第８条第７項の規定により、契約責任者から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。 |
| ３ | 本誓約書その他の契約責任者に提出した書面等を、契約責任者が大阪府警察本部に提供することに同意します。 |
| ４ | 要領第８条及び第14条に規定する事項について、遵守します。 |

（注）上記の内容を確認した上で、チェック欄の□にレ点を記入してください。）

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所　理事長　様

　　年　　月　　日　　　所在地

商号又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

（契約書に押印するものと同一の印）

代表者の生年月日　　　　　　年　　月　　日

1. **次の者は、「要領第３条第１項各号」に該当します。**

①暴力団員

②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者

④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者

⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者

⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

**（２） 元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（要領第８条及び第１４条関係）**

①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。

②下請契約の前に、下請負人の名称等を、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に通知してください。

③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。

④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記（１）①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。

（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）

⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に報告してください。

※下請負人には第２次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

**暴力団追放**

基本的な心構え（暴力団追放３ない運動 ＋ １）

暴力団を追放するためには、次の４点を基本的心構えとしてください。

**１　暴力団を恐れない**

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。  
　しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。  
　その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。  
　要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

**２　暴力団に金を出さない**

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。  
　そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。  
　そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

**３　暴力団を利用しない**

　暴力団は、自分の利益のみを考えています。  
　時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。  
　現実に、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。  
　暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

**４　暴力団と「交際しない」**

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

● 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。

●　暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

　（公益財団法人　大阪府暴力追放推進センター　ＨＰ　より）

様式第一号その２

（下請負人用）

事　業　名：ガスクロマトグラフ‐トリプル四重極質量分析計（GC-MS/MS）一式の購入

**誓　約　書**

公共工事等に係る契約の履行に当たって、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（以下「要領」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 誓約事項 | チェック欄 |
| １ | 要領第３条第１項各号のいずれにも該当しません。 | ☐ |
| ２ | 要領第８条第７項の規定により、契約責任者から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。 |
| ３ | 本誓約書その他の契約責任者に提出した書面等を、契約責任者が大阪府警察本部に提供することに同意します。 |
| ４ | 要領第８条及び第14条に規定する事項について、遵守します。 |

（注）上記の内容を確認した上で、チェック欄の□にレ点を記入してください。）

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所　理事長　様

　　年　　月　　日　　　所在地

商号又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

（契約書に押印するものと同一の印）

代表者の生年月日　　　　　　年　　月　　日

1. **次の者は、「要領第３条第１項各号」に該当します。**

①暴力団員

②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者

④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者

⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者

⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

**（２） 元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（要領第８条及び第１４条関係）**

①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。

②下請契約の前に、下請負人の名称等を、元請負人を通じて、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に通知してください。

③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。

④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記（１）①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、元請負人からその契約の解除を求められます。

（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）

⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に報告してください。

※下請負人には第２次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

**暴力団追放**

基本的な心構え（暴力団追放３ない運動 ＋ １）

暴力団を追放するためには、次の４点を基本的心構えとしてください。

**１　暴力団を恐れない**

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。  
　しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。  
　その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。  
　要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

**２　暴力団に金を出さない**

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。  
　そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。  
　そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

**３　暴力団を利用しない**

　暴力団は、自分の利益のみを考えています。  
　時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。  
　現実に、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。  
　暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

**４　暴力団と「交際しない」**

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

● 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。

●　暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

　（公益財団法人　大阪府暴力追放推進センター　ＨＰ　より）